

食安輸発第0106003号  
平成18年1月6日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

### 食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について

標記については、平成17年3月31日付け食安輸発第0331001号にて通知したところですが、今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、中国産タウナギから合成抗菌剤エンロフロキサシン等を検出したことから、下記のとおり検査命令を行うこととしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく願います。

なお、平成17年3月31日付け食安輸発第0331001号の別表1を別添のとおり改めます。

#### 記

1. 製品検査の対象食品  
中国産タウナギ及びその加工品（簡易な加工に限る。）
2. 検査の項目  
エンロフロキサシン及びシプロフロキサシン
3. 検査の頻度  
輸入届出ごとの全ロットについて輸入者に対し製品検査を受けることを命ずること。
4. 試験品の採取方法  
平成17年3月31日付け食安輸発第0331001号別表2の4によること。
5. 検査の方法  
平成15年6月5日付け食監発第0605002号別添「鰻に対するエンロフロキサシンの分析法について」によること。
6. 検査を受けることを命ずる具体的理由  
エンロフロキサシン又はシプロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。
7. 備考  
エンロフロキサシン又はシプロフロキサシンが検出された場合にあっては、食品衛生法第11条違反として措置すること。